

令和5年度 第2回 萩丘小学校運営協議会

日時：令和5年9月6日(水)

14:30～16:00

会場：萩丘小学校 会議室

<次第>

- 1 開会 (司会：教頭)
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 議長の選出
- 5 前回会議録確認
- 6 熟議 (司会：議長)
 - (1) 1学期教育課程振り返りについて 主幹教諭より
 - (2) 何でも相談カードについて(児童のアンケート結果) 生徒指導主任より
 - (3) 地域見守り隊、読み聞かせについて
(地域学校応援隊！～子どもたちのために～)をふまえて)
 - (4) 本校のコミュニティ・スクールの取り組みについて
CSコーディネーターより
- 7 連絡
 - ・運動会について
 - ・次回開催について 教頭より
 - ・総務課より 浜松市教育委員会総務課より

5 閉会

今後の学校運営協議会開催予定

11月21日(火)	第3回学校運営協議会	14:30～(予定)
2月19日(月)	第4回学校運営協議会	14:30～(予定)

地域学校応援隊に入ませんか？

地域学校応援隊！

～子どもたちのために～

2023年7月24日(月) 13:30～16:00

会場：浜松市立萩丘小学校 中校舎3階 多目的ホール(浜松市幸5丁目12-1)

次第

【1時間目】13:20～ 『ボランティアとは？～地域の子どもは地域で育てる～』

講師：認定NPO法人魅惑的倶楽部 理事長 鈴木 恵子 氏

【2時間目】13:30～ 『健康維持と疲れのない歩き方・実践』

講師：浜松市生涯学習講師 稲石 早緒梨 氏

【3時間目】14:05～ 『地域の子どもは地域で守る』

講師：静岡県浜松中央警察署

【休憩】15:05～15:15

【4時間目】15:15～ 『絵本の大切さと絵本の選び方』

講師：静岡県子ども読書アドバイザー 小木里 以津子 氏

【5時間目】16:15～ 『子どもたちと地域の人たちとの素敵なエピソード』

講師：浜松市萩丘小学校 教頭 袴田 洋史 氏

《お問合せ》

浜松市創造都市・文化振興課 生涯学習推進グループ

〒430-8652 浜松市中区元城町 1 03-2

TEL:053-457-2413

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

<評価項目>

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標

※ 各協議会で追加する項目があれば5以降に設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

(様式2)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表
委員名 ()

＜本年度の目標＞

- かかわる力を育むべく学校運営方針に基づく支援活動を実施していく。そして、活動を積み上げてきた実践やつながった縁を大切にしていく。また、保護者の受信の意識を高めるようにしていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

(様式2)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表
委員名 ()

＜本年度の目標＞

※ 協議会で設定した取組目標を記載する。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、振り返りを行う。

※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に記載する。

※ 委員個人の意見だけではなく、協議会としての視点で記載する。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、振り返りを行う。

※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

※ 委員個人の意見だけではなく、協議会としての視点で記載する。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

※ どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

※ 委員個人の目標だけではなく、協議会全体としての目標を記載する。

【 熟議チェックシート 】

委員名 ()

できている もう少し

評価項目 1			校長の説明を聞いて、分からない用語や疑問に感じたことを質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
			基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞き置くだけでなく、よりよい学校運営のために建設的な意見を発言できた。
			学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
			学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
			学校運営について、率直に意見を述べることができた。
評価項目 2			学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
			熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
			これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
			協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。

17

浜松市CSディレクター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年教育委員会規則第2号）に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の会議運営及び協議会に関わる業務を担うCSディレクター（以下「ディレクター」という。）の設置について必要な事項を定める。

(配置)

第2条 浜松市教育委員会（以下「委員会」という）は、協議会を設置した浜松市立小中学校（以下「学校」という。）にディレクターを配置することができる。

2 配置人数は、協議会ごとに1人とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第4条各号の職務を浜松市立小中学校校務アシスタント設置要綱に基づき配置する校務アシスタントが従事すると定める学校にディレクターを配置することができない。

(任用)

第3条 ディレクターは、公募により、委員会が任用する。

2 ディレクターは、学校の教育活動について理解しており、職務を行うために必要な熟意と識見を有する者であることを要する。

(職務)

第4条 ディレクターの職務は、次のとおりとする。

(1) 協議会の会議運営に関すること

(2) 協議会委員との連絡・調整に関すること

(3) 通学区域の保護者・地域住民からの意見収集に関すること

(4) 他校及び市外先進地の取組等の情報収集に関すること

(5) 協議会の協議内容についての情報発信に関すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関することで、委員会又はディレクターを設置する学校の校長が必要と認めること

(研修)

第5条 委員会は、ディレクターの資質向上のための研修を毎年度開催することとする。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

浜松市立小中学校校務アシスタント設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教職員がより児童生徒と向き合うことのできる体制を整備するため、浜松市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に配置する教員業務を支援する校務アシスタント（以下「校務アシスタント」という。）の設置について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 校務アシスタントは、配置された学校（以下「配置校」という。）の教育計画に基づき、配置校の校長（以下「校長」という。）の監督を受け、次に掲げる教員の補助的業務に従事する。

- (1) 授業の準備に関する業務
- (2) 職員会議や職員研修等の準備に関する業務
- (3) 学習プリント等の印刷、配付及び回収に関する業務
- (4) テスト等の採点に関する業務
- (5) 児童・生徒の遅刻、早退等に係る電話対応
- (6) 配置校の掲示物に関する業務
- (7) その他教員の補助的業務として校長から指示を受けた業務

(任用)

第3条 校務アシスタントは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定に基づき、次の各号のすべてに該当する者を公募により、浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）が任用する。

- (1) 教育への熱意と識見を有する者
- (2) 浜松市の教育方針を理解している者
- (3) 健康状態に優れ、一年を通じて勤務できる者

(配置の方法)

第4条 校務アシスタントは、原則として25学級以上の小学校及び20学級以上の中学校のうち委員会が必要と認める学校に1名配置する。

2 前項の規定にかかわらず委員会が必要と認めるときは、校務アシスタントを配置することができる。

(配置の見直し)

第5条 委員会は、学校の実情に応じて前条に規定する配置方法を見直すことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、校務アシスタントの設置に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

SNSでも情報発信中!



日頃の訓練の様子や講習会の様子などをリアルタイムでお伝えしています。



Instagram

drd_shizuoka



facebook

kyujoken shizuoka

一緒に活動しませんか?
新規会員を募集しています

災害救助犬静岡では一緒に活動してくれる会員を募集中です。
入会して訓練を受けるとさまざまなメリットがあります。

1. 「飼い犬との絆」が深まります。
2. 飼い犬に「訓練に行く楽しみ」ができます。
3. 飼い主の言うことをしっかり聞けるようになります。

入会は随時受け付けています。一般会員、訓練会員、法人会員、賛助会員(一般・法人)があります。
会費等、詳しくはホームページ→入会案内をご覧ください。
お気軽にメールまたはお電話でお問い合わせください。

ご寄付・募金のおねがい

現在、出動時の費用(交通費、食費、機材費)、救助犬訓練施設の設備管理などに活動資金を必要としています。
フード1袋分、お水1本分、大歓迎です。
みなさまのあたたかいご支援をお待ちしております。
寄付先等、詳しくはホームページ→寄付・支援をご覧ください。

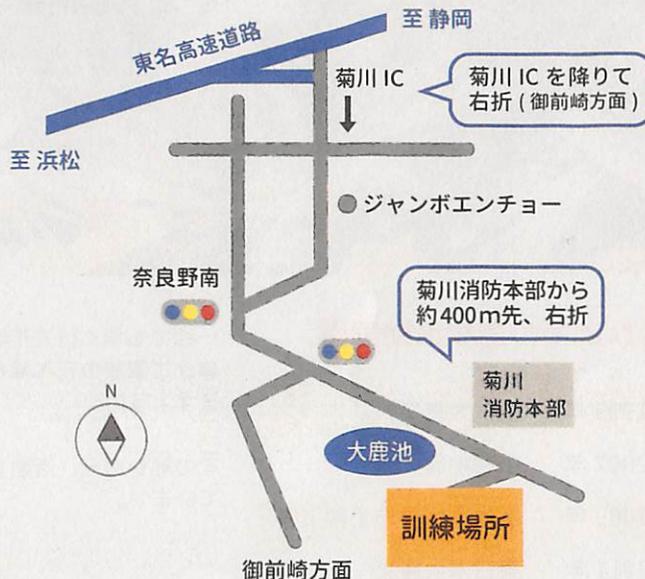
【寄付金控除を受けられます!】

災害救助犬静岡は「認定NPO法人」の認定を受けていますので、個人や企業の方からの寄付金は寄付金控除の対象となります。

訓練所のご案内

アクセス 菊川消防署南進 400m 大鹿池隣

◎ 毎週土曜日の午後に訓練を行っています。
お気軽に見学にお越しください。



認定特定非営利活動法人

災害救助犬静岡



団体の連絡先

認定特定非営利活動法人(認定NPO)
災害救助犬静岡

〒439-0031 静岡県菊川市加茂 3435-1

TEL 0537-36-2274

FAX 0537-36-4605

MAIL info@drd-shizuoka.dog

ホームページ

団体の活動情報が詳しくご覧いただけます。

<https://www.drd-shizuoka.dog>

◀ 左のQRからもアクセスできます



公益財団法人
ふじのくに未来財団
Fujinokuni Future Foundation

ふじのくに未来財団

「静岡トヨタハイブリッド基金」助成事業

<https://www.drd-shizuoka.dog>



災害救助犬とは

災害時に瓦礫や雪崩、土砂等に生き埋めになった不明者の捜索や、山中、原野などで行方がわからなくなった方の捜索をします。

どんなふう to 捜索するの？

見えない場所から流れてくる浮遊臭を追って行方不明者を捜します。捜索は通常、災害発生から5日～1週間ほど行われます。



災害は起きてほしくありません。

しかし、もしもの時にお役に立てることができるよう訓練に励んでいます。救助犬としての出動や社会奉仕活動への参加も積極的にしています。

自分たちの愛犬を訓練しています

災害救助犬静岡では、自分たちの飼い犬を飼い主自ら訓練しています。訓練会は毎週土曜日の午後、菊川市内で行っています。



訓練場の様子



これまでの主な出動実績

1999年	台湾大震災
2007年	中越地震
2009年	熊本県水俣市土砂災害
2011年	東日本大震災
2014年	広島市土石流災害
2016年	熊本地震
2018年	西日本豪雨災害
2021年	熱海市土石流災害

一秒でも早く行方不明者がご家族の元へ帰れますように。

その願いの元、活動しています。



このほかに、毎年、年間数件の山野行方不明者捜索に出動しています。すべての出動実績など、詳細はホームページをご覧ください。



ホームページ

社会奉仕活動を行っています



防災教室での実演や防災訓練への参加などを積極的に行っています。災害救助犬のことを多くの方に知っていただけるよう、日々取り組んでいます。講演等のご依頼がございましたら、ぜひお問い合わせください。



実施した講演や体験教室・参加した防災訓練（一部抜粋）

- ・大須賀中学校講義、訓練実演
- ・市内学生ボランティア受け入れ
- ・御前崎シーサイドピクニック展示、訓練実演
- ・動物愛護フェスタ展示、訓練実演 など多数

隊員からのメッセージ

🐾 犬好きで犬となにかしてみたいと思っている方、救助犬訓練に挑戦してみませんか。訓練と聞くと大変だとか、難しいだろうな、と思ってしまいますが、始めてみると案外そんなに難しい事ではないと感じると思います。まずは飼い主の言う事を聞く、聞く耳をもたせる事から始めていきます。少しずつ犬との時間を楽しみながら、訓練をしてみませんか。（訓練士より）

🐾 愛犬と私が訓練を重ねて救助犬に合格。チームで現場に入り捜索をして要救助者を発見した時には活動をして良かったと感じました。「人だけでは出来ないことが愛犬と一緒に出来る」と思うと訓練にも力が入ります。（現場経験者より）

🐾 数年前の防災フェスタで、私の出身地である台湾の大震災に出動した写真パネルを見て災害救助犬を知りました。そして自分でも何か出来ないかと思い入会しました。救助犬活動は、国境も人も選ばず、誰もが関わる可能性があるものだと感じています。（最近入会した会員より）